

令和4年3月3日

法学部学生 各位

「卒業要件の確認」について（通知）

新潟大学法学部学務委員会

本学部では、これまで、学生が、学務係に対して「卒業要件の確認」（取得単位（あるいは取得予定の単位）が卒業要件を満たすかを確認する作業）を依頼し、確認してもらうということが慣例として行われてきましたが、この度、この慣例を廃止し、学務係による「卒業要件の確認」は行わないこととなりましたのでお知らせします。

廃止する理由は以下のとおりです。

1. 卒業要件の充足を確認する責任はいかなる場合も学生本人にあり、単位修得状況及び履修登録の確認は、学生便覧を基に学生自らが自覚と責任をもって行うのが原則であること。
2. 卒業判定の権限は教授会にあり、学務係の確認は卒業を保証するものではないこと。
3. 卒業要件の充足を確認するにあたってのセルフチェックをサポートするための「卒業要件チェックシート」が用意されていること。

この通知をもって、これまで慣例としておこなわれてきた学務係による「卒業要件の確認」は廃止としますが、卒業に向けた具体的な相談などはこれまでと同様に受け付けますので、適宜、指導教員、学務委員、学務係へご相談ください。